相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県飯塚市長尾一〇六七番地、最後の住所福岡県飯塚市弁分六一四番地

被相続人　亡　大塚　康之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

福岡県大牟田市浜町七番地一大幸ビル一階

相続財産管理人　山本　勝也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県築上郡上毛町大字吉岡四一六番地

二、最後の住所福岡県田川郡福智町弁城四一九三番地二八　被相続人　亡　中川　照勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月三十日

北九州市小倉北区大手町一一番三号大手町アイビースクエア二階弁護士法人大手町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中野　昌治

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年九月三十日

一、墳墓等所在地　石川県金沢市寺町三丁目六番地二二号

一、墳墓等の名称　昌柳寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

多田家　角地家

一、改葬を行おうとする者　石川県金沢市寺町三丁目六番地二二号　宗教法人昌柳寺　代表役員　中山　恒徳

無縁墳墓等改葬公告

墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年九月三十日

一、墳墓等所在地　山口県岩国市玖珂町六〇六〇―一

一、墳墓等の名称　浄光寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　山口県岩国市玖珂町六〇六〇―一　宗教法人浄光寺　代表役員　細川　正裕

名取市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　名取市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者

宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称

名取市営住宅管理条例（平成九年名取市条例第二十二号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容

法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間

平成二十八年十月一日から

平成二十九年三月三十一日まで

平成二十八年九月三十日

仙台市青葉区上杉一丁目一番一〇号

宮城県住宅供給公社

理事長　今野　純一

債権申出の公告（第一回）

当基金は、平成二十八年九月二十七日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

東京都千代田区一番町一九

全国計機厚生年金基金

代表清算人　岡崎　由雄

債権申出の公告（第三回）

当社は、平成二十八年九月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社の確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年９月30日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①栄泰商事株式会社　②長野県知事(2)4998号　③代表取締役　花村泰年　④長野県松本市市場５―26　⑤1000万円　⑥長野県知事　⑦長野県松本市市場５―26　栄泰商事株式会社　代表取締役　花村泰年

①株式会社三光　②福岡県知事(14)777　③代表取締役　長戸美津子　④福岡県遠賀郡岡垣町中央台２丁目１番１号　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県遠賀郡岡垣町中央台２丁目１番１号　株式会社三光　代表取締役　長戸美津子

平成二十八年九月三十日

兵庫県神戸市灘区岩屋南町四番四〇号

石光商事株式会社

確定給付企業年金清算人　君塚　猛

債権申出の公告（第三回）

当法人は既に解散状態になっているところ、清算のため広島地方裁判所より当職が清算人に選任されました。

当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月三十日

広島市佐伯区湯来町大字和田字南惠下一五七四番

河内神社

清算人　弁護士　赤司　恭介

連絡先　広島市中区上幟町三番二六号　広島メイプルビル六階　間所法律事務所